

## 肉畜出荷円滑化緊急対策事業実施要綱

平成30年9月4日付け30農畜機第3228号

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨（梅雨前線豪雨、台風第5号、台風第6号、台風第7号及び台風第8号。以下「平成30年梅雨前線豪雨等」という。）により、中国・四国地方を中心として河川の氾濫等による洪水や崖崩れなどが生じ、一部の産地食肉センターが被災し、稼働が全面的に停止している。このことにより、当該施設に出荷していた畜産経営体において、出荷適期を迎えた家畜が、出荷・販売できずに農場に滞留しており、生産活動の障害となっている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、当該施設に出荷していた畜産経営体がその出荷先を他の都道府県の食肉処理施設へ振り替えることにより出荷・販売を行う取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって畜産経営体の営農再開、継続に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人とする。

### 第2 事業の内容

事業実施主体は、次の事業を自ら実施するとともに、第3の2の（1）に規定する肉畜出荷集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下

「理事長」という。)が適当と認める者(以下「肉畜出荷集団等」という。)が、自ら1の取組を実施するのに要した経費について補助する。また、畜産経営体が1の取組を実施するのに要した経費について、肉畜出荷集団等が補助する場合に、その経費を補助する。

#### 1 肉畜出荷対策

平成30年梅雨前線豪雨等により被災し全面的に稼働停止した都道府県内唯一の食肉処理施設(以下「被災した食肉処理施設」という。)に出荷していた畜産経営体の家畜について、他の都道府県の食肉処理施設において食肉処理をする場合に必要な家畜を輸送する取組

#### 2 肉畜出荷対策の推進

1の事業を円滑に推進するための会議の開催、指導及び連絡調整等

### 第3 事業の実施

#### 1 実施要領の作成

事業実施主体は、第2の1の事業の実施に当たり、肉畜出荷集団等に補助する場合には、あらかじめ事業の主旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取り扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、都道府県知事に協議の上、理事長に提出し、承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 事業の実施要件等

##### (1) 肉畜出荷集団

肉畜出荷集団は、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

ア 肉畜出荷集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する全ての事項

イ 肉畜出荷集団の事業及び運営に関する事項

ウ 畜産振興に関する事項

エ その他肉畜出荷集団の目的達成に必要な事項

##### (2) 肉畜出荷対策

ア 事業の対象となる肉畜

この事業の対象となる肉畜は、被災した食肉処理施設が所在する都道府県内で生産された畜産経営体の所有する牛及び豚とする。なお、当該被災した食肉処理施設へ出荷を予定していた頭数を上限とする。

イ 事業の対象となる経費

この事業の対象となる経費は、当該被災した食肉処理施設へのお荷を予定していた肉畜を他の都道府県の食肉処理施設に出荷する場合の輸

送に要する経費の一部とする。(都道府県内の一時的な係留地点を經由する場合は、当該係留地点までの輸送経費を除く。)

#### ウ 補助対象期間

平成30年7月7日から当該被災した食肉処理施設が全面復旧するまでの間とする。

### 3 事業実施期間

この事業の実施期間は、平成30年度とする。

## 第4 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正、かつ、円滑な実施を図るものとする。
- 2 肉畜出荷集団等は、事業実施主体及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の事業の適正、かつ、円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知、事業実施主体及び肉畜出荷集団等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。
- 4 事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、また、肉畜出荷集団等及びその構成員に対して指導するものとする。ただし、事業を実施する肉畜出荷集団等及びその構成員が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施する場合は、当該環境と調和のとれた農業生産活動が行われているとみなすものとする。
- 5 事業実施主体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、事業参加者であって、配合飼料を利用し平成29年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下「契約」という。)の締結をしている者が、引き続き平成30年度において契約を締結していることを確認するものとする。ただし、自給飼料等への転換により、配合飼料価格安定制度の加入を取りやめた場合は、この限りではない。

## 第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第6 補助金交付の手続き等

### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、第2の事業の実施に当たり、補助金の交付を受けようとする場合は肉畜出荷集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の肉畜出荷円滑化緊急対策事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

また、事業実施主体は、交付申請に当たり、事業実施計画をあらかじめ都道府県知事に協議するものとする。

### 2 補助金の交付変更申請

事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の肉畜出荷円滑化緊急対策事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体は、変更後の事業実施計画をあらかじめ都道府県知事に協議するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の肉畜出荷円滑化緊急対策事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

肉畜出荷集団等は、事業実施主体に対し、当該年度に実施した事業の実績を事業完了後速やかに報告するものとする。

事業実施主体は、肉畜出荷集団等から提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の肉畜出荷円滑化緊急対策事業実績

報告書を都道府県知事及び理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の肉畜出荷円滑化緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減額した金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら若しくはそれぞれの肉畜出荷集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長へ報告しなければならない。

## 第8 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年

間とする。

- 2 機構は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施状況及び実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し、調査又は報告を求めることができるものとする。

## 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については理事長が別に定めるものとする。

### 附 則（平成30年9月4日付け30農畜機第3228号）

- 1 この要綱は、平成30年9月4日から施行し、平成30年7月7日から適用するものとする。
- 2 平成30年7月7日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」14の規定に基づく着手の手続きについては、同規定にかかわらず、別紙様式第1号肉畜出荷円滑化緊急対策事業補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は肉畜出荷集団等は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 肉畜出荷対策	振替出荷先の食肉処理施設までの輸送費（都道府県内の一時的な係留地点を経由する場合は、当該係留地点までの輸送経費を除く。）	1 / 2 以内 ただし、豚一頭当たり1,250円、牛一頭当たり8,500円を上限とする。
2 肉畜出荷対策の推進	事業の円滑な推進を図るための会議の開催、指導及び連絡調整等を実施するのに要する経費	定額

別紙様式第1号

平成 年度肉畜出荷円滑化緊急対策事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

平成 年度において、肉畜出荷円滑化緊急対策事業を実施したいので、肉畜出荷円滑化緊急対策事業実施要綱第6の1の規定に基づき、補助金円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別紙「肉畜出荷円滑化緊急対策事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 肉畜出荷対策				
2 肉畜出荷対策の推進				
合計				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 平成 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 添付書類

(1) 事業実施計画書を都道府県知事と協議した旨を証する書類の写

(2) 定款

(3) 最近時点の事業（事務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙様式第1号の別紙

平成 年度肉畜出荷円滑化緊急対策事業実施計画書

1 肉畜出荷対策

(単位：円)

肉畜出荷 集団等	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
合計				

(添付書類) 肉畜出荷集団等の事業実施計画書及びその添付書類

2 肉畜出荷対策の推進

(単位：円)

内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
		補助金	その他		
合計					

別紙様式第2号

平成 年度肉畜出荷円滑化緊急対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた肉畜出荷円滑化緊急対策事業の実施について、下記のとおり事業を変更したので承認されたく、肉畜出荷円滑化緊急対策事業実施要綱第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙様式第1号の別紙「肉畜出荷円滑化緊急対策事業実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 肉畜出荷対策				
2 肉畜出荷対策の推進				
合計				

(注) 変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を( )書きで上段に記載すること。

別紙様式第3号

平成 年度肉畜出荷円滑化緊急対策事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉畜出荷円滑化緊急対策事業について、下記により金 円を概算払により交付されたく、肉畜出荷円滑化緊急対策事業実施要綱第6の3の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払受領額 ④	今回概算払請求額 ⑤	平成 年 月 日 まで予定出来高 (④+⑤) / ②	残額 ②-④- ⑤
	事業費 ①	機構補助金 ②	事業費 ③	機構補助金	事業費出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

(注) 事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別 支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 銀行 支店
- (2) 預金種類 預金
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別紙様式第4号

平成 年度肉畜出荷円滑化緊急対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉畜出荷円滑化緊急対策事業に係る補助金については、下記のとおり実施したので、肉畜出荷円滑化緊急対策事業実施要綱第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙様式第4号の別紙「肉畜出荷円滑化緊急対策事業実績報告書」のとおり
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1～3は別紙様式第1号に準じて作成すること

注2：3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額を（ ）書きし、下段に実績を記入すること

#### 4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

#### 5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日      平成    年    月    日

(2) 事業完了年月日      平成    年    月    日

#### 6 振込先金融機関名等

(1) 金融機関名              銀行              支店

(2) 預金種類                預金

(3) 口座番号

(4) 口座名義

別紙様式第5号

平成 年度肉畜出荷円滑化緊急対策事業に係る  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理 事 長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあ  
った肉畜出荷円滑化緊急対策事業補助金について、肉畜出荷円滑化緊急対策  
事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還  
します。(返還がある場合、記載すること。))

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額(平成 年 月 日付け<br>農畜機第 号による補助金額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                              | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相<br>当額                    | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)  | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料